

## 平成 25 年第 1 回港区議会定例会提出予定案件（概要）

### 議案第 1 号

#### 港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、芝浦港南地区総合支所の位置を変更するものです。

内 容 芝浦港南地区総合支所の位置を変更します。

・芝浦三丁目 1 番 4 7 号

芝浦一丁目 1 6 番 1 号

施行期日 区規則で定める日

### 議案第 2 号

#### 港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、規定を整備するものです。

内 容 審議会の審議対象とする報酬等の一部の名称を変更します。

・政務調査費 政務活動費

施行期日 当該改正規定に係る地方自治法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

### 議案第 3 号

#### 港区新型インフルエンザ等対策本部条例（新規）

本案は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、港区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」といいます。）に関し、必要な事項を定めるものです。

内 容

- ( 1 ) 本部の本部長、副本部長及び本部員の職務について規定します。
- ( 2 ) 本部に本部長等のほか、必要な職員を置くことができることとします。
- ( 3 ) 本部の会議の招集等について規定します。
- ( 4 ) 本部に部を置くことができることとし、部について必要な事項を規定します。

施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又は  
この条例の公布の日のいずれか遅い日

#### **議案第 4 号**

##### **港区特別区道の構造の技術的基準等に関する条例（新規）**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）」の施行による「道路法」の一部改正及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、特別区道（以下「区道」といいます。）の構造の技術的基準等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

#### 内 容

- （ 1 ）区道の構造の技術的基準を、区規則で定めることとします。
- （ 2 ）区道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除きます。）の寸法を、区規則で定めることとします。
- （ 3 ）移動等円滑化のために必要な区道の構造に関する基準を、区規則で定めることとします。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

#### **議案第 5 号**

##### **港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例**

本案は、平成 1 8 年度から実施している占用料改定の 8 年目の激変緩和措置として、道路占用料を改定するとともに、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行による「道路法施行令」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

#### 内 容

- （ 1 ）平成 2 4 年 1 月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料について、おおむね 1 5 % の引上げ等の改定を行います。
- （ 2 ）「道路法施行令」の一部改正に伴い、太陽光発電設備等に係る道路占用料を新設するほか、規定を整備します。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## 議案第 6 号

### 港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、平成 19 年度から実施している 7 年目の激変緩和措置として、公園占用料を改定するとともに、高松くすのき公園を新設するほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行による「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

#### 内 容

- ( 1 ) 区内の都市公園の敷地面積の標準を定めます。
  - ( 2 ) 区立公園の配置及び規模に関する技術的基準を定めます。
  - ( 3 ) 区立公園に設けられる施設の建築面積に関する基準及びその特例を定めます。
  - ( 4 ) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を、区規則で定めることとします。
  - ( 5 ) 高松くすのき公園の新設
    - ・ 名 称 高松くすのき公園
    - ・ 位 置 港区高輪一丁目 5 番 4 4 号
    - ・ 面 積 3 , 6 3 9 . 0 4 m<sup>2</sup>
  - ( 6 ) 平成 24 年 1 月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、公園占用料について、おおむね 15 % の引上げ等の改定を行います。
- 施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

## 議案第 7 号

### 港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

本案は、平成 19 年度から実施している占用料改定の 7 年目の激変緩和措置として、公園占用料を改定するものです。

内 容 平成 24 年 1 月の固定資産税評価額の改定を踏まえ、公園占用料について、おおむね 15 % の引上げ等の改定を行います。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

## 議案第 8 号

### 港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、南麻布新堀児童遊園を新たに設置するほか、高輪一丁目児童遊園を廃止するものです。

内 容

( 1 ) 南麻布新堀児童遊園を新設します。

・ 名 称 南麻布新堀児童遊園

・ 位 置 港区南麻布二丁目 2 番 8 号

( 2 ) 高輪一丁目児童遊園（高輪一丁目 5 番 4 9 号）を廃止します。

施行期日 ( 2 ) については、平成 2 5 年 4 月 1 日、( 1 ) については、平成 2 5 年 6 月 1 日

### **議案第 9 号**

#### **港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行による「道路法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容 自転車等駐車場に係る駐車料金等の標識の表示基準を定めます。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

### **議案第 1 0 号**

#### **港区立公共駐車場条例の一部を改正する条例**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の施行による「道路法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容 駐車場に係る駐車料金等の標識の表示基準を定めます。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

### **議案第 1 1 号**

#### **港区営住宅条例の一部を改正する条例**

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）」の施行による「公営

住宅法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容

- ( 1 ) 区営住宅及び共同施設の整備基準を定めます。
- ( 2 ) 区営住宅の利用者の入居に係る収入基準を定めます。
- ( 3 ) その他規定の整備

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## **議案第 1 2 号**

### **港区立区民センター条例の一部を改正する条例**

本案は、区民センターの使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## **議案第 1 3 号**

### **港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例**

本案は、勤労福祉会館の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## **議案第 1 4 号**

### **港区立商工会館条例の一部を改正する条例**

本案は、商工会館の開館日を拡大するほか、使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容

- ( 1 ) 1 月 4 日及び 1 2 月 2 8 日を開館します。
- ( 2 ) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平

成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用)。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## 議案第 1 5 号

### 港区立消費者センター条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、消費者センターの位置を変更するとともに、センター内の施設を変更し、及び開館日を拡大するものです。

内 容

- ( 1 ) 消費者センターの位置を変更します。
  - ・ 芝浦三丁目 1 番 4 7 号
  - 芝浦一丁目 1 6 番 1 号
- ( 2 ) 消費者センター内の施設を変更します。
- ( 3 ) 1 月 4 日及び 1 2 月 2 8 日を開館します。

施行期日 区規則で定める日

## 議案第 1 6 号

### 港区立男女平等参画センター条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、男女平等参画センターの位置を変更するとともに、施設の設置目的、事業の拡充、開館時間の延長及び使用料の改定について、規定を整備するほか、使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容

- ( 1 ) 施設の設置目的に男女平等参画社会の実現に寄与する拠点施設であること等を規定します。
- ( 2 ) 男女平等参画センターの位置を変更します。
  - ・ 芝浦三丁目 1 番 4 7 号
  - 芝浦一丁目 1 6 番 1 号
- ( 3 ) 男女平等参画センターの事業として、男女平等に係る相談に関すること等を規定に追加します。
- ( 4 ) 日曜日の開館時間を延長します。
  - ・ 午前 9 時から午後 5 時まで
  - 午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで ( 4 時間 3 0 分延長 )
- ( 5 ) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規

則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

（6）使用料の額を改めます。

施行期日 （5）については、平成25年4月1日、（1）から（4）まで及び（6）については、区規則で定める日

## 議案第17号

### 港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

本案は、いきいきプラザの使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成25年4月1日

## 議案第18号

### 港区立介護予防総合センター条例（新規）

本案は、区民が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を営み続けることができるよう、介護予防に係る事業を総合的に推進するため、港区立介護予防総合センターの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

内 容

（1）介護予防総合センターを新設します。

・名 称 港区立介護予防総合センター

・位 置 港区芝浦一丁目16番1号

（2）事業、施設、休館日、開館時間等の管理運営に関する事項を規定します。

（3）指定管理者に関する事項を規定します。

施行期日 区規則で定める日。ただし、（3）の一部については、公布の日

## 議案第19号

### 港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

本案は、健康増進センターの開館日の拡大及び開館時間の延長について、規定を整備するほか、使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容

- ( 1 ) 1月4日及び12月28日を開館します。
- ( 2 ) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の開館時間を延長します。

・午前9時から午後5時まで

午前9時から午後9時30分まで(4時間30分延長)

- ( 3 ) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、区規則で定めるところにより、還付することができることとします(平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用)。

施行期日 ( 3 ) については、平成25年4月1日、( 1 ) 及び( 2 ) については、平成26年4月1日

## 議案第20号

### 港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

本案は、女性福祉資金の貸付けの要件に扶養している子等の年齢を定めるものです。

内 容 技能習得資金、就職支度資金、療養資金、結婚資金、修学資金及び就学支度資金の貸付けを受けることができる女性が扶養している子等の年齢を23歳未満とします。

施行期日 平成25年4月1日

## 議案第21号

### 港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例(新規)

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)」等の施行による「介護保険法」の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型サービス等」といいます。)に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものです。

内 容



- ( 1 ) 条例で定める指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者は、法人とします。
- ( 2 ) 指定地域密着型サービス等に関する基準等を定めるときには、被保険者等の意見を反映させるほか、必要な措置を講ずることとします。
- ( 3 ) 条例で定める指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とします。
- ( 4 ) 指定地域密着型サービス等の一般原則及び事業の人員、設備、運営等に関する基準に係る基本方針を定めます。
- ( 5 ) 指定地域密着型サービス等の事業者の秘密保持に関することその他必要な事項を定めます。

施行期日 平成25年4月1日

## **議案第22号**

### **港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例**

本案は、区立学校の施設及び設備の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成25年4月1日

## **議案第23号**

### **港区立校外学園条例の一部を改正する条例**

本案は、校外学園の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成25年4月1日

## **議案第24号**

### **港区立図書館条例の一部を改正する条例**

本案は、麻布図書館に指定管理者制度を導入するものです。

内 容 麻布図書館に指定管理者制度を導入するため規定を整備します。

施行期日 公布の日

## **議案第 2 5 号**

### **港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例**

本案は、生涯学習センターの使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## **議案第 2 6 号**

### **港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例**

本案は、生涯学習館の使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

## **議案第 2 7 号**

### **港区立運動場条例の一部を改正する条例**

本案は、運動場の開場日の拡大、利用者の範囲の拡大及び利用不承認の特例について、規定を整備するほか、事業内容に係る規定を整備し、利用料金制度を導入し、並びに使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容

( 1 ) 運動場の事業として、スポーツ及びレクリエーションの指導等に関することを規定に追加します。

- ( 2 ) 1 2 月 2 9 日及び同月 3 0 日を開場します。
- ( 3 ) 運動場を利用できるものとして、区内の学校に通学する者、区民等以外の者及び区民等を主たる構成員とする団体以外の団体を加えます。
- ( 4 ) 利用不承認の場合に該当する、営利を目的として利用するときの特例を定めます。
- ( 5 ) 運動場の利用に係る料金を見直すとともに、利用料金制度を導入し、条例で定める金額を上限として、指定管理者が区長の承認を得て、決定します。
- ( 6 ) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします（平成 2 5 年 4 月 1 日以後に利用の承認をした使用料について適用）。

施行期日 ( 6 ) 平成 2 5 年 4 月 1 日  
 ( 1 ) 及び ( 5 ) 平成 2 6 年 4 月 1 日  
 ( 2 ) から ( 4 ) まで 教育委員会規則で定める日

## 議案第 2 8 号

### 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例

本案は、田町駅東口北地区公共公益施設の新築に伴い、スポーツセンターの位置を変更するとともに、利用者の範囲の拡大、開館日の拡大、開館時間の延長及び利用不承認の特例について、規定を整備するほか、事業内容に係る規定を整備し、利用料金制度を導入し、並びに使用料の還付に係る規定を整備するものです。

#### 内 容

- ( 1 ) スポーツセンターの位置を変更します。
  - ・芝浦三丁目 1 番 1 9 号
  - 芝浦一丁目 1 6 番 1 号
- ( 2 ) スポーツセンターの事業として、スポーツ及びレクリエーションの指導等に関することを規定に追加します。
- ( 3 ) スポーツセンターを利用できるものとして、区内の学校に通学する者、区民等以外の者及び区民等を主たる構成員とする団体以外の団体を加えます。
- ( 4 ) 第 3 月曜日、1 2 月 2 9 日及び同月 3 0 日を開館し、第 1 月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日

を休館日とします。

(5) 開館時間を延長します。

・午前9時から午後9時30分まで

午前8時30分から午後10時30分まで(1時間30分延長)

(6) 利用不承認の場合に該当する、営利を目的として利用するときの特例を定めます。

(7) 利用料金制度を導入し、スポーツセンターの利用に係る料金は、条例で定める金額を上限として、指定管理者が区長の承認を得て、決定します。

(8) 新施設の構成に合わせ、利用料金の上限額を改めます。

(9) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします(平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用)。

施行期日 (9) 平成25年4月1日

(2) 及び(7) 平成26年4月1日

(1)、(3)から(6)まで及び(8) 教育委員会規則で定める日

## 議案第29号

### 港区立武道場条例の一部を改正する条例

本案は、武道場の開場日の拡大、利用者等の範囲の拡大及び利用不承認の特例について、規定を整備するほか、利用料金制度を導入し、並びに使用料の還付に係る規定を整備するものです。

内 容

(1) 1月4日、12月29日及び同月30日を開場します。

(2) 武道場の事業に参加できるものとして、区内の学校に通学する者を追加し、及び武道場を利用できるものとして区民等を主たる構成員とする団体以外の団体を加えます。

(3) 利用不承認の場合に該当する、営利を目的として利用するときの特例を定めます。

(4) 武道場の利用に係る料金を見直すとともに、利用料金制度を導入し、条例で定める金額を上限として、指定管理者が区長の承認を得て、決定します。

( 5 ) 既に納付された使用料について、施設を利用しないときは、教育委員会規則で定めるところにより、還付することができることとします(平成25年4月1日以後に利用の承認をした使用料について適用)。

施行期日 ( 5 ) 平成25年4月1日  
( 4 ) 平成26年4月1日  
( 1 ) から ( 3 ) まで 教育委員会規則で定める日

### **議案第30号**

**平成24年度港区一般会計補正予算(第6号)**

### **議案第31号**

**平成24年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第2号)**

### **議案第32号**

**平成24年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第2号)**

### **議案第33号**

**平成25年度港区一般会計予算**

### **議案第34号**

**平成25年度港区国民健康保険事業会計予算**

### **議案第35号**

**平成25年度港区後期高齢者医療会計予算**

### **議案第36号**

**平成25年度港区介護保険会計予算**

### **議案第37号**

**工事請負契約の承認について(港区立麻布保育園等改築工事)**

本案は、港区立麻布保育園等改築工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

内 容

( 1 ) 工事の規模 鉄筋コンクリート造地上3階建て

- 延べ 2,355.07 m<sup>2</sup>
- (2) 契約金額 6億5,625万円
- (3) 工期 契約締結の日の翌日から平成26年9月30日まで
- (4) 契約の相手方 港区東麻布一丁目23番6号東麻布ビル  
田中・鈴木建設共同企業体

### 議案第38号

#### 工事請負契約の承認について（港区立麻布保育園等改築に伴う機械設備工事）

本案は、港区立麻布保育園等改築に伴う機械設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

##### 内 容

- (1) 契約金額 1億8,154万5,000円
- (2) 工期 契約締結の日の翌日から平成26年9月30日まで
- (3) 契約の相手方 港区西新橋三丁目6番5号  
富士設備工業株式会社

### 議案第39号

#### 工事請負契約の変更について（田町駅東口北地区公共公益施設新築工事）

本案は、平成23年第1回定例会で承認された田町駅東口北地区公共公益施設新築工事請負契約について、契約金額及び工期を変更するものです。

##### 変更内容

- ・ 契約金額 314億4,909万1,800円  
250億7,494万5,115円  
(63億7,414万6,685円減)
  - ・ 工期 契約締結の日の翌日から平成25年11月29日まで  
契約締結の日の翌日から平成26年6月18日まで
- 理 由 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた施設の防災機能強化のための工事の設計変更及び文化芸術ホール棟整備の一旦中止による工事の設計変更並びにこれらの設計変更に伴う工事一時中止に伴う

## 契約金額及び工期の変更

### 議案第40号

#### 指定管理者の指定について（港区立三河台公園自転車駐車場）

本案は、三河台公園自転車駐車場の指定管理者を指定するものです。

##### 内 容

- (1) 対象施設 港区立三河台公園自転車駐車場
- (2) 指定管理者 品川区西五反田四丁目3番1号日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社内  
NCDグループ
  - (代表団体) 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
  - (構成団体) 株式会社ニッケイトラスト
- (3) 指定の期間 平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

### 議案第41号

#### 包括外部監査契約の締結について

本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、平成25年度の包括外部監査契約を締結するものです。

##### 内 容

- (1) 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の相手方 公認会計士 青山伸一 氏
- (3) 契約の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 契約の金額 945万円を上限とする金額

### 議案第42号

#### 特定事業に係る契約の変更について（気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業）

本案は、平成21年第2回定例会で承認された気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約について、事業期間を変更するものです。

##### 変更内容

- 事業期間 契約締結の日から平成26年3月31日まで  
契約締結の日から平成29年3月31日まで

理 由 事業の整備手法の変更のため

### 議案第43号

#### 特別区道路線の認定について（南麻布二丁目）

本案は、南麻布二丁目地区の開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

内 容 特別区道第1, 170号線を認定します。

- ・起 点 港区南麻布二丁目4番12
- ・終 点 港区南麻布二丁目4番12